

福岡市公報

令和 7 年 3 月 31 日 第 7132 号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
条次—
例

ページ

○福岡市市税条例の一部改正（第50号）..... 1

条

例

福岡市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第50号

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第60条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の
もの 年額 2,000円

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(軽自動車税に関する適用区分)
- この条例による改正後の福岡市市税条例第60条第1号の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

